

議員提出第3号議案

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

上記の意見書を国に提出する。

平成21年9月30日

安城市議会議員	早	川	建	一
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	畔	柳	秀	久
〃	武	田	文	男
〃	神	谷	昌	宏
〃	永	田	敦	史
〃	山	本		允
〃	桐	生	則	江

—提案理由—

この案を提出したのは、父母負担の公私格差を是正するための私学の授業料助成を実現するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、併せて、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう国に要望するため。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、財政危機を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人あたり約5万円に及ぶ経常費助成（一般）の削減がなされた。

その後、県の私学関係予算は、国の私学助成の増額ともあいまって単価では増額に転じてきたが、少子化による生徒減とも重なって多くの学園の経営は深刻な事態となっている。このままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大し、緒についた教育改革にも重大な影響が出ることは必至である。

さらに、昨今の不況が子どもを直撃し、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。

このような私学を取り巻く厳しい状況の中で、都道府県における私学助成制度の土台となっている国の私学助成が果たす役割はますます大きくなっている。

今年度予算では、高校以下では106億円、1.7%増額されるとともに、特に経済的理由による修学困難な生徒を救済するために、授業料減免事業支援のための特例交付金が3年間で486億円計上されるなど、私学への予算措置は一定の前進をみせている。

しかし、各県の授業料助成制度については国にその制度がないために地域間格差が極めて大きく、全体の到達水準も低く抑えられているのが実情である。今後、生徒、保護者の負担を軽減し、公私格差を是正するためには、国で授業料助成の制度を実現していただくことが急務と考える。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、国におかれては、国の責務と私学の重要性に鑑み、父母負担の公私格差を是正するための授業料助成を実現するとともに、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、併せて、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月30日

安城市議会

議員提出第4号議案

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書について

上記の意見書を愛知県に提出する。

平成21年9月30日

安城市議会議員	武	田	文	男
〃	深	津	忠	男
〃	松	浦	満	康
〃	畔	柳	秀	久
〃	早	川	建	一
〃	神	谷	昌	宏
〃	永	田	敦	史
〃	山	本		允
〃	桐	生	則	江

—提案理由—

この案を提出したのは、私立高校等への経常費助成を増額し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを県へ要望するため。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書

私立学校は、公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費 2 分の 1 助成」、「授業料助成」など各種助成措置を講じてきたところである。

平成 11 年度に経常費助成が総額 15% カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、単価では増額に転じてきたが、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。そうした中で、昨年来、世界的不況に起因する税収減など、未曾有の財政難に直面するなか、県は苦渋の決断をされ、私学助成の今年度予算の総額を維持し、授業料助成の現行制度を堅持された。

その努力を多とするものであるが、しかし一方で、私学経費の 2 分の 1 を助成する現行の制度では、経費を節減すればするほど助成額が減額されるという矛盾をはらんでおり、これに代わる新たな助成制度の確立が急務となっている。今のままでは、学費と教育条件の公私格差が一層拡大していくという状況に鑑み、公私格差を是正することにつながる新たな助成制度の実現が切望される。

また、昨今の不況が子どもを直撃し、経済的理由で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。さらに、過重な学費負担のために、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、教育の機会均等を著しく損なっている。授業料助成は、家計の困難家庭への救済策としてばかりではなく、学校選択の自由を保障する重要な教育制度となっていることに鑑み、さらに拡充すべきものと考えている。

私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、公私両輪体制で県下の公教育を支えてきたものであり、それは、長年にわたる県政の最重点施策でもあった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、愛知県におかれては、私立高校等への経常費助成を増額し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、学費と教育条件の公私格差を着実に是正できる新たな助成制度を確立することを要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 21 年 9 月 30 日

安 城 市 議 会